

## 重要なお知らせ

「㈱プランタン銀座」発行の「全国百貨店共通商品券」を  
お持ちのお客様へ

―本年五月十五日からの取扱停止と未使用券払戻しのお知らせ―

㈱プランタン銀座（平成二十九年商号変更）の商品券事業承継会社である  
㈱マロニエゲートは、資金決済に関する法律第二十條第一項に基づき、  
令和五年五月十四日をもって商品券等の利用を終了し、翌五月十五日から、  
未使用商品券等の払戻しを開始することとなりました。

そのため、誠に申し訳ございませんが、㈱プランタン銀座発行の全国  
百貨店共通商品券は、本年五月十五日から、全国のご利用店舗でのお取扱  
いを停止させていただくこととなりました。何卒ご了承のほどよろしく  
お願い申し上げます。

なお、㈱マロニエゲートによる未使用商品券等の払戻し手続は、左記の概要  
で行われますので、お持ちのお客様は、同社宛にお申出くださいますよう  
併せてお願い申し上げます。

### ◆払戻申出期間

令和五年五月十五日～令和五年七月十八日  
午前十時～午後五時（土曜・日曜・祝日を除く）

※表記期間にお申出いただけない場合には、本払戻し手続から除斥され  
ますのでご注意ください。

### ◆払戻方法

◆払戻し手続は、郵送対応のみとさせていただきます。払戻申出期間内に、  
電話で左記「㈱マロニエゲート プランタン銀座商品券払戻窓口」へ  
ご連絡下さい。

◆ご提出いただく書類、お支払方法等についてご説明いたします。  
◆次に掲げる商品券等は払戻しができません。  
偽造又は変造されたもの、証券番号の照合ができないもの、毀損して  
いるもの

### ◆本件に関するお問合せ窓口

㈱マロニエゲート プランタン銀座商品券払戻窓口  
東京都中央区銀座三丁目二番一号  
電話番号 ○三―三五六七―〇〇七七

全国百貨店共通商品券等発行会（一社）日本百貨店協会内】